

令和3年3月吉日

ユーザー様 各位

安心計画株式会社

あんしん保守サポート利用約款改定内容について

平素よりウォークインホーム・プラスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、会員種別の新設およびペーパーレス化の一環として、「あんしん保守サポート利用約款」の内容を一部改定することとなりましたのでお知らせいたします。

以下、改定箇所一覧をご確認いただきますようお願い申し上げます。

変更箇所	旧約款表記	新約款表記
第2条（改定）	—	<p>1. 安心計画は、本約款に関わる必要事項をユーザーに対し随時インターネット上で閲覧できる状態におきます。</p> <p>2. 本約款に関わる必要事項は、常に安心計画が指定するWEBサイトに掲示された最新の約款が適用されるものとします。</p>
第3条（新設）	—	<p>第3条（約款の更新）</p> <p>安心計画は、保守会員への事前通知をすることなく、本約款を変更できるものとします。変更後の本約款は、安心計画が別途定める場合を除き、安心計画が指定するWEBサイトに掲示された時点からその効力を生じるものとします。</p> <p>保守会員は本約款の変更後も本サービスの利用を継続することにより、変更後の本約款に同意をしたものとみなし、本件の利用条件は変更後の約款によるものとします。</p>
第4条（改定）	5. 保守会員はインターネット回線による画面共有遠隔サポートサービスを利用できます。	5. ダイヤモンド 保守会員はインターネット回線による画面共有遠隔サポートサービスを利用できます。
第8条（改定）	保守会員は、「あんしん保守サポート解約届」を安心計画に提出することにより、本サービスの登録を解約できます。	<p>1. 月契約の保守会員は「あんしん保守サポート解約届」を安心計画に提出することで本サービスを解約できます。但し、契約期間が1年に満たないユーザーは本サービスの開始日から起算して1年間分の料金の残額を速やかに安心計画に支払うものとします。また、料金は解約届を提出した当月までとし、当月末日まで本サービスを受けることができます。</p> <p>2. 年契約の保守会員は、契約期間満了の2ヵ月前までに、「あんしん保守サポート解約届」が安心計画に提出されない場合、1年間本サービスを更新するものとし、以後期間満了毎この例によるものとします。なお、中途解約の場合でも料金は返金しません。</p>

以上